

P T A の 概 要

1 会 則

第 1 章 総 則

第1条 名 称

本会は、長野市立青木島小学校 PTA といい、事務局を青木島小学校におく。

第2条 目 的

本会は、会員の親和と努力によって教育の進展に寄与し、児童の幸福な成長をはかること、及び、会員相互の教養を高め、あわせて親睦を深めることを目的とする。

第3条 会 員

会員は、正会員と準会員で構成する。正会員は本校児童の保護者ならびに教職員、準会員は正会員以外の本会の目的に賛同する者をいう。

第4条 方 針

1. 本会は、その目的を達成するために、会員の総意に基づいて適性な活動をし、目的を同じくする団体・機関と協力連携をはかる。
2. 本会は、特定政党や宗教に関する団体の活動には関与しない。

第5条 事 業 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本校教育の理解と向上に関する事項。
2. 会員の教養の向上に関する事項。
3. 教育環境の整備に関する事項。
4. 児童の校外生活に関する事項。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第6条 経 費 本会の事業の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第 2 章 役 員

第7条 役 員 本会は次の役員をおく。

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 4名 (1名は教頭) |
| 3. 会計幹事 | 2名 (1名は副会長が兼務、1名は学校職員) |
| 4. 会計監査委員 | 2名 (前年度副会長) |
| 5. 顧 問 | 2名 (1名は前年度会長、1名は校長) |

幹事・・・各専門委員長 4名、学年会長 6名、学校職員 若干名

専門委員・・・学級代表、教養、厚生、校外指導

- | | |
|----------|------|
| 6. 委 員 長 | 各1名 |
| 7. 副委員長 | 各2名 |
| 8. 委 員 | 各若干名 |

学級役員

- | | |
|-----------|------|
| 9. 学年会長 | 各1名 |
| 10. 学年副会長 | 各若干名 |
| 11. 学級会長 | 各1名 |
| 12. 学級副会長 | 各2名 |

第8条 役員の任務

1. 会長は、本会を代表して会務を統轄し、総会・幹事会・役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
3. 会計幹事は、会計事務を担当し、決算書・予算書を総会にはかる。
4. 会計監査委員は、本会の会計を監査し、総会で報告する。
5. 顧問は、本会の諮問に応じ、本会の正常なる発展のために協力する。
6. 委員長は、委員会の企画・運営の中心となり、委員会を統轄する。
7. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その任務を代行する。
8. 委員は、委員会を構成し、同委員会の活動を推進する。
9. 学年会長は、学級会長の中心となり、学年内の連絡・調整にあたり、学級会長会を統轄する。
10. 学年副会長は、学年会長を補佐し、学年会長事故ある時はその任務を代行する。
11. 学級会長は、学級PTAの中心となり、その親睦に努め、学級PTAを代表する。また、PTA会員として自身の研修と家庭教育の向上をはかるために、学級代表委員として活動する。
12. 学級副会長は、学級会長を補佐し、学級会長事故ある時はその任務を代行する。

第9条 専門委員会 第5条各項目の事業を行なうため、次の専門委員会をおく。

1. 学級代表委員会 学年・学級PTAの計画、運営、市P連保護者代表委員会との連携、
犀南ブロック協議会の企画・運営等
2. 教養委員会 会員の教養に関する事業等
3. 厚生委員会 学校環境の整備充実に関する事業等
4. 校外指導委員会 児童の校外生活の指導、交通安全に関する事業等

第10条 顧問 本会には、顧問をおき、学校長及び前年度の会長がその任にあたる。

第11条 役員の選出 役員の選出は細則による。

第12条 任期 役員の任期は次の通りとする。

1. 役員の任期は1年とする。(定期総会から翌年の定期総会までとする。)ただし再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 役員

第13条 機関と業務 本会は、次の機関をおき、それぞれの業務を行う。

1. 総会 本会の最高議決機関であり、会長の招集によって開かれる。毎年、年度初めに定期総会をもち、下記事項について審議し決議する。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - (1) 前年度事業報告及び前年度決算報告
 - (2) 役員承認
 - (3) 本年度事業計画案及び本年度予算案
 - (4) その他必要な事項
2. 役員会 会長が招集し、本年に重要事項について協議し、決定する。総会に次ぐ議決機関であり、緊急事項については、総会に代わることができる。
3. 幹事会 会長が招集し、下記事項について協議する。
 - (1) 予算の編成および事業の計画・執行
 - (2) 専門委員会より提案のあった事業の検討
 - (3) 渉外
 - (4) その他必要な事項の処理

4. 専門委員会 各委員会が招集し、下記事項について協議し決定する。

- (1) 本会の目的達成のための具体的な活動の企画・運営等
- (2) 各委員会の業務は第9条によるものとする。

第 4 章 会 計

第14条 会 費 会費は、幹事会において定め、総会で承認を得る。

第15条 会計年度 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

第16条 慶弔規定を設ける。規定は別に定める。

第17条 施 行 この会則は、昭和29年4月24日より施行する。

第18条 細 則 本会の会則に必要な細則は別にこれを定めることができる。

第19条 個人情報取扱規定を設ける。規定は別に定める。

細 則

(PTA会則第11条関係)

1. 役員を選出は次のように行う。

- (1) 会長は現1年生から現3年生の保護者の中から立候補した者、及び推薦された者、並びに新4年生(現3年生)全保護者から各学級選出された者の中から互選により選考し、総会の承認を得る。幹事を経験した保護者のある家庭は会長候補から外す。但し本人の希望による立候補を妨げない。 ※下線部分の改正
- (2) 副会長2名(保護者代表及び会計)は、各学級より推薦を受ける等幅広い意見を尊重し、選考委員会がその選出にあたり、総会の承認を得る。
- (3) 会計監査委員会は、会長が前年度幹事会役員より選出し、会長が委嘱する。
- (4) 学級の役員及び学年の役員の選出方法は、原則として次の通りとする。
 - ア、学級会長 学級会長は、学級会員の互選で選出する。
 - イ、学級副会長 学級副会長は、学級会員の互選で選出する。学級副会長のうち1名は教養委員、1名は厚生委員となる。
 - ウ、学年会長 学年会長は、学級会長の互選で選出する。
 - エ、学年副会長 学年副会長は、学年会長の選出を受けなかった各学級会長があたる。
- (5) 専門委員会の役員の選出方法は、原則として次の通りとする。
 - ア、学級代表委員会 各学級会長がこれにあたり、委員長1名、副委員長2名を互選する。
 - イ、教養委員会 各学級副会長がこれにあたり、委員長1名、副委員長2名を互選する。
 - ウ、厚生委員会 各学級副会長がこれにあたり、委員長1名、副委員長2名を互選する。
 - エ、校外指導委員会 各地区より校外指導委員を選出し、委員長1名、副委員長2名を互選する。
- (6) PTA会長、副会長、幹事および役員を選出の際、その家庭の過去のPTA経験に基づき以下のように選考対象から免除する。

ただし立候補または本人の承諾がある場合はその限りではない

- ア. PTA 会長、副会長の経験のある家庭では、その家庭のすべての児童おける役員を免除。
- イ. 幹事経験者のある家庭では、その家庭のすべての児童において、幹事、副委員長、学級代表委員の免除（教養委員か厚生委員の所属となる）。また 2 巡目の役員の免除。
- ウ. 副委員長経験、学級代表委員経験、また役員経験が 3 回以上ある家庭では、役員を担当したその児童において 2 巡目の役員の免除。

2. 選考委員会は、幹事会役員で組織し、会長が統轄する。

昭和 29 年 4 月 24 日	制 定	平成 7 年 4 月 15 日	改 正	平成 23 年 4 月 15 日	一部改正
昭和 57 年 4 月 17 日	一部修正	平成 11 年 4 月 17 日	〃	平成 26 年 4 月 19 日	一部改正
昭和 59 年 4 月 21 日	〃	平成 17 年 4 月 23 日	〃	平成 31 年 4 月 19 日	一部改正
昭和 62 年 4 月 22 日	〃	平成 17 年 11 月 25 日	〃	令和 3 年 4 月 21 日	一部改正
平成元 年 4 月 22 日	〃	平成 19 年 4 月 21 日	〃	令和 6 年 4 月 9 日	一部改正
平成 5 年 5 月 1 日	〃	平成 22 年 4 月 19 日	一部改正		
平成 6 年 1 月 24 日	改 正	平成 22 年 9 月 17 日	〃		

2 慶弔規定

会員ならびに児童に慶弔の事由があった場合には、次により代表者が慶弔の意をあらわす。

1. ~~慶の場合~~

- ~~(1) 学校職員が結婚した場合 5,000 円~~
- ~~(2) 学校職員ならびに配偶者が出産した場合 3,000 円~~

2. 弔の場合

- (1) 会員が死亡した場合 5,000 円 10,000 円
- (2) 児童が死亡した場合 5,000 円 10,000 円
- ~~(3) 学校職員の父母、配偶者が死亡した場合 父 母 5,000 円
— 配偶者 5,000 円~~
- ~~(4) 本会役員ならびに学校職員が死亡した場合は別に考える。~~

3. ~~見舞~~

- ~~(1) 児童、学校職員が疾病のため1か月以上欠席、療休した場合 3,000 円
ただし特殊の事情、不慮の災害を受けた場合は協議の上決定する。~~
- 4. その他の事由発生の場合は協議の上決定する。
- 5. 上記の事由により慶弔を受けた場合返礼等は一切しないものとする。

附 則

- 1 前記慶弔金は本会より支出する。
- 2 各学年で慶弔の事由があった場合は、本会役員または、これに代わる者が慶弔の意を表わす。
- 3 各学年では慶弔は行わない。但し前記の2の(1)(2)の場合(会員または児童の死亡の場合)に限って学級PTAとして5,000円の弔慰金をおくる。
- 4 必要に応じ弔電を打つ。
- 5 この規定の変更は役員会の議決による。
- 6 この規定は昭和61年4月19日より施行する。

昭和56年1月23日 提 案
昭和56年1月23日 議 決
昭和61年4月19日 一部改正
平成20年4月8日 一部改正
令和6年4月9日 一部改正

3 個人情報取扱規定

1. 個人情報に関する法令を遵守するとともに、個人情報の保護に努める。
2. 個人情報とは、児童・保護者氏名、学年・組・住所・電話番号を示す。
3. 個人情報を収集するときは、あらかじめその利用の目的を明示する。
4. 取得した個人情報は下記に示すような PTA 活動の目的・用途にのみに利用する。
 - (1) 総会要項、役員及び委員会等の名簿、登校班名簿等の作成及び配布。
 - (2) PTA の運営や役員選出、またはそれらに関する連絡、文書の送付、出欠の確認。
5. 個人情報は、管理者の適正な管理のもと、取扱者が適正に取り扱い、保管する。また、不要になった場合は、速やかに廃棄する。ここで管理者は会長及び副会長、取扱者は専門委員会委員長及び副委員長、学年会長及び学級会長とする。
6. 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得た場合や、法令に基づく場合、人命に関わる場合を除き、第三者に提供してはならない。

附 則

1. この規定の変更は役員会の議決による。
2. この規定は平成 31 年 4 月 19 日より施行する。

平成 31 年 4 月 19 日 議 決